（津軽土地改良建設事務所）

第二百六十五条　（略）

2・3　（略）

4　津軽土地改良建設事務所に、次の四課並びに津軽北部二期農業水利事業建設所及び十三湖農地防災事業建設所並びに企画官二人、技術専門官二人及び環境専門官一人を置く。

庶務課
用地課
工事第一課
工事第二課

5　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、用地課は浅瀬石川二期農業水利事業に係る工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する事務並びに土地改良財産の管理及び処分に関する事務を、工事第一課は浅瀬石川二期農業水利事業に係る工事の施行に関する調査及び調整に関する事務を、工事第二課は浅瀬石川二期農業水利事業に係る工事第一課の所掌に属しない工事の施行に関する事務をつかさどる。

6～9　（略）

10　環境専門官は、工事が環境に及ぼす影響に関する調査に関する事務を行う。

第二百六十六条の二　十三湖農地防災事業建設所に、工事課を置く。

2　（略）

（削る。）

（西関東土地改良調査管理事務所）

第二百七十二条　（略）

2～16　（略）

（削る。）

（土地改良技術事務所）

第二百八十五条　土地改良事業の実施に関する技術基準及び土地改良事業によって造成された施設の管理に関する技術基準の作成、これらの基準に関する指導並びに農用地及び農業用施設に関する防災対策及び災害復旧に関する技術の活用に関する支援に関する事務を分掌させるため、地方農政局に、土地改良技術事務所を置く。

2　土地改良技術事務所に、次長一人（北陸農政局にあっては、二人）を置く。

3　（略）

4　土地改良技術事務所に、次の五課及び専門技術指導官七人を置く。

庶務課
企画情報課
建設・保全技術課
施設・管理課
防災・災害対策技術課

5　前項に掲げるもののほか、関東農政局の土地改良技術事務所に、システム開発課並びに技術調整官、システム技術専門官、情報化推進専門官及び防災・災害対策技術専門官それぞれ一人を、北陸農政局の土地改良技術事務所に、特定災害復旧課並びに海岸復旧専門官及び地すべり対策専門官それぞれ一人を、中国四国農政局の土地改良技術事務所に、防災・災害対策技術専門官及びため池保全対策官それぞれ一人を置く。

（津軽土地改良建設事務所）

第二百六十五条　（略）

2・3　（略）

4　津軽土地改良建設事務所に、次の三課並びに津軽北部二期農業水利事業建設所及び十三湖農地防災事業建設所並びに企画官二人及び技術専門官二人を置く。

庶務課
用地課
工事課

5　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、用地課は浅瀬石川二期農業水利事業に係る工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する事務並びに土地改良財産の管理及び処分に関する事務を、工事課は浅瀬石川二期農業水利事業に係る工事の施行に関する事務をつかさどる。

6～9　（略）

（新設）

第二百六十六条の二　十三湖農地防災事業建設所に、工事課及び技術専門官一人を置く。

2　（略）

3　技術専門官は、事業の実施に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（西関東土地改良調査管理事務所）

第二百七十二条　（略）

2～16　（略）

17　西関東土地改良調査管理事務所に、竜西支所を置く。

（土地改良技術事務所）

第二百八十五条　土地改良事業の実施に関する技術基準及び土地改良事業によって造成された施設の管理に関する技術基準の作成及びこれらの基準に関する指導に関する事務を分掌させるため、地方農政局に、土地改良技術事務所を置く。

2　土地改良技術事務所に、次長一人を置く。

3　（略）

4　土地改良技術事務所に、次の五課及び専門技術指導官七人を置く。

庶務課
企画情報課
建設技術課
施設・管理課
保全技術課

5　前項に掲げるもののほか、関東農政局の土地改良技術事務所に、システム開発課並びに技術調整官、システム技術専門官及び情報化推進専門官それぞれ一人を、中国四国農政局の土地改良技術事務所に、ため池保全対策官一人を置く。